

令和7年度 第1回会津若松市健康づくり推進協議会

日 時 令和7年4月25日（金）
午後1時00分～
場 所 會津稽古堂 研修室5・6

次 第

1 開 会

2 会長あいさつ

3 案件

①第3次食育推進計画の策定について《報告》

②（仮称）健康づくり推進条例について《意見聴取》

③その他

4 閉 会

健康づくり推進協議会 名簿

(敬称略)

区 分	所 属	氏 名	出欠
保健医療関係団体の代表	会津若松医師会	ヤブキ タカシ 矢吹 孝志	○
	会津若松医師会	タカス マコト 高須 誠	○
	会津若松医師会	サトウ セイジ 佐藤 誠治	—
	会津若松医師会	テラタ コウイチ 寺田 功一	—
	会津若松歯科医師会	ワタナベ ケイイチ 渡部 圭一	○
	会津薬剤師会	タカハシ ヨシヒコ 高橋 慶彦	—
各種団体の代表	会津若松市スポーツ推進委員会	ワタナベ ヨシエ 渡部 芳江	○
	会津若松市保健委員会	コシオ サクオ 越尾 咲男	○
	会津若松市食生活改善推進協議会	タキザワ レイコ 滝沢 玲子	○
	会津若松市民生児童委員協議会	ムトウ ヨシコ 武藤 よし子	○
	会津若松市保育所保護者会連合会	ササキ マコト 佐々木 誠	—
	会津若松市父母と教師の会連合会	ヤマダ マユミ 山田 真由実	○
	会津若松市男女共同参画推進 実行委員会	アイダ サダコ 相田 サダ子	○
	会津若松市老人クラブ連合会	シマヅ ヨウコ 嶋津 葉子	—
	会津若松市区長会	サトウ コウイチ 佐藤 晃一	○
	北会津日本赤十字奉仕団	ササキ ノリコ 佐々木 則子	○
	J A 会津よつば女性部 あいつ地区河東支部	ヨシダ ユキ 吉田 由紀	—
関係行政機関 の職員	福島県会津保健福祉事務所	ササハラ ケンジ 笹原 賢司	○
	会津若松市幼稚園小中学校 教育研究会	サトウ リョウ 佐藤 亮	○

任期：令和5年6月20日～令和7年6月19日

第3次会津若松市食育推進計画の策定について

1 策定の趣旨

本市においては、食育基本法（平成17年法律第63号）第18条第1項に規定する市町村食育推進計画として平成23年3月に会津若松市食育推進計画を策定し、また、平成24年2月には市民協働による食育推進のため、さまざまな食育関係団体や関係機関による「会津若松市食育ネットワーク」を設立し、食育計画推進に努めてきました。

令和3年3月に策定した第2次計画においては、『食で育む「こころ」も「からだ」もたくましく生きるあいづっこ』を基本理念とし、ライフステージに応じた施策に加え、食の循環や環境への配慮、食文化を次世代に伝える食育の取組も進めてきたところです。

第2次計画は令和7年度に終期を迎えることから、今後の達成状況の評価・計画の総括を踏まえて、次期計画の策定を行うものです。

2 計画の位置づけ

第3次会津若松市食育推進計画は、食育基本法（平成17年法律第63号）第18条第1項に規定する市町村食育推進計画であり、会津若松市第7次総合計画の政策目標「安心、共生のくらしづくり」との調和を保ち、市健康増進計画「健康わかまつ21計画」との整合性を図りながら食育の推進に関する施策の方向性を示すものです。

3 計画の期間

令和8年度から令和12年度までの5ヵ年計画

4 国県の基本計画

- 国「第4次食育推進基本計画」（令和3年度～令和7年度）※農林水産省
- 県「第4次福島県食育推進計画」（令和4年度～令和8年度）

5 次期計画策定方法

- 現行計画の課題や現状把握のため、市民に食状況調査（アンケート）を実施するとともに、各目標値の達成状況を踏まえて計画の総括を行う。
- パブリックコメントを実施することにより市民の意見を踏まえた計画とする。
- 会津若松市健康づくり推進協議会において審議を行う。
- 会津若松市食育推進計画検討会議において検討を行う。

6 市民アンケート実施案

○ 対象者

区分	抽出・配布方法	配布総数	回答想定数	回答方法
①中学生	市立中学3年生（11校）	900件	765件（85%）	オンライン
②20～80歳代	無作為抽出（各世代男女別）	2,400件	720件（30%）	郵送又はオンライン

○ 主な内容

食習慣・食行動（欠食・共食・食事内容・外食等の頻度）、生活習慣、健康状態や健康意識、地産地消の意識、郷土料理

7 今後のスケジュール（予定）

時期	スケジュール	内容
令和7年2月	副部長会議・部長会議	第3次計画の策定について
3月	食育ネットワーク会議	第3次計画策定に向けた意見集約
	文教厚生委員会協議会	第3次計画の策定について
4月	食状況調査（アンケート）実施	
5月	食状況調査（アンケート）集計	
6月	会津若松市食育推進計画検討会議 （担当者会議を含む） 食育ネットワーク会議	食状況調査（アンケート）結果について 第2次計画最終評価について 第3次計画方針案について
7月	副部長会議・部長会議 文教厚生委員会協議会 健康づくり推進協議会 第3次計画素案作成	食状況調査（アンケート）結果について 第2次計画最終評価について 第3次計画方針案について
8月	会津若松市食育推進計画検討会議 （担当者会議を含む）	第3次計画素案について
9月	食育ネットワーク会議	第3次計画素案について
11月	健康づくり推進協議会	第3次計画素案について→計画案策定
	副部長会議・庁議 文教厚生委員会協議会	第3次計画案について パブリックコメントの実施について
12月	パブリックコメント実施	
令和8年2月	健康づくり推進協議会	パブリックコメント結果について 第3次計画最終案について（諮問→答申）
3月	第3次計画策定	

（参考） 会津若松市食育ネットワークについて 全29団体

会津若松市幼児教育振興協会、会津若松市保育所連合会、公益社団法人福島県栄養士会会津支部、会津若松市父母と教師の会連合会、会津若松市食生活改善推進協議会、福島県中小企業家同友会会津支部、会津若松市地産地消推進協議会、会津若松市グリーンツーリズムクラブ、会津調理師会、会津若松市3R推進会議、リオン・ドール コーポレーション、お弁当の日を広める会、JR東日本東北総合サービス(株)会津若松営業所、株式会社ヨークベニマル、生活協同組合コープあいづ暮らしのたすけあいの会、特定非営利活動法人自立支援センター雑草の会 キッチンモモ、キープオンカンパニー株式会社就労継続支援事業A型MARCO（マルク）、特定非営利法人夢あるき児童発達支援センターゆめみっこ、会津大学短期大学部食物栄養学科食べ物のひみつ知り隊、若松ガス株式会社、有限会社 あいづ松川、元祖輪箱飯割烹・会津料理田季野、会津ヤクルト株式会社、会津丸善水産株式会社、會・マチエール、第一生命保険株式会社福島支社（会津ブロック）、弥七農園、山里まめてん、山里農園

令和7年度 食の状況調査票（中学3年生用）

第3次会津若松市食育推進計画策定のため、会津若松市内のすべての中学校3年生を対象に食の状況調査をしています。アンケートの回答に御協力をお願いします。

回答内容は計画策定のために利用させていただくものであり、回答者個人が特定されたり、個々の回答内容が漏れたり、ほかの目的に利用したりすることはございません。

● あなたが所属している中学校を選択してください。

☐第一中 ☐第二中 ☐第三中 ☐第四中 ☐第五中 ☐第六中

☐一箕中 ☐大戸中 ☐北会津中 ☐河東学園 ☐湊学園

問1 あなたは、毎日朝食を食べますか。（○は1つ）

☐毎日食べる ☐1週間に2～3日食べないことがある（問2へ）

☐1週間に4～5日食べないことがある（問2へ） ☐ほとんど食べない（問2へ）

問2 あなたが朝食を食べないは、どのような理由ですか。（○は1つ）

☐食べる時間がない ☐食べたくない ☐食べるのがめんどろ ☐その他

問3 あなたが毎日朝食を食べるためには、どのようなことが必要だと思いますか。

（○は複数可）

☐朝早く起きること ☐夜早く寝ること ☐夜の過ごし方を改善すること

☐家に朝食が用意されていること ☐朝、食欲があること

☐夕食や夜食を食べすぎしていないこと ☐朝食を食べる習慣があること

☐朝食を食べるメリットを知っていること

☐外食やコンビニ等で手軽に朝食をとることができる環境があること

☐ダイエットの必要がないこと ☐その他（具体的に： _____）

問4 朝食は誰と食べることが多いですか。（○は1つ）

☐家族 ☐ひとり ☐その他

問5 夕食は誰と食べることが多いですか。（○は1つ）

☐家族 ☐ひとり ☐その他

問6 あなたは、就寝前2時間以内にカロリーのあるものを「食べたり」「飲んだり」することが1週間のうちのどのくらいありますか。（○は1つ）

☐毎日 ☐1週間に3～4日食べる ☐1週間に1～2日食べる ☐ほとんど食べない

問7 あなたは、アメ、チョコレート、アイスクリーム、菓子パンなどの甘いお菓子を1週間のうちどのくらい食べますか。(○は1つ)

○毎日 ○1週間に3～4日食べる ○1週間に1～2日食べる ○ほとんど食べない

問8 あなたは、ジュース、乳飲料、スポーツ飲料、炭酸飲料などの甘い飲みものを1週間のうちどのくらい飲みますか。(○は1つ)

○毎日 ○1週間に3～4日飲む ○1週間に1～2日飲む ○ほとんど飲まない

問9 あなたは、毎日運動やスポーツをしていますか。(授業や部活動を含める)
(○は1つ)

○はい ○いいえ

問10 あなたは、普段、テレビ、DVD、インターネット、ユーチューブなどを1日にどの程度、視聴しますか。(○は1つ)

○30分未満 ○1時間未満 ○2時間未満 ○3時間未満 ○5時間未満
○5時間以上

問11 主に、夜何時くらいに寝ますか。(○は1つ)

○21時前 ○21時から22時前 ○22時から23時前 ○23時から24時前
○24時以降

問12 あなたが、自分ひとりで作ることができる料理は何ですか。(○はいくつでも)

○ごはん ○みそ汁 ○卵料理 ○その他()

問13 あなたは主食とおかず(主菜・副菜)を組み合わせた食事を自分で用意できますか。 ※買ってきたものでも良い(○は2つまで「用意する自信がない」場合は1つ)

○自分で用意(調理)できる ○自分で用意(購入)できる ○用意する自信がない

問14 会津の郷土料理「こづゆ」を食べたことや作ったことがありますか。(○は1つ)

○食べたことも、作ったこともある (問15へ)

○食べたことはあるが、作ったことはない ○作ったことも、食べたこともない

問15 あなたは、どこで「こづゆ」を作りましたか。(○はいくつでも)

○家庭 ○学校 ○その他(具体的に:)

令和7年度 食の状況調査

問1 性別を教えてください。(○は1つ)

- ① 男 ② 女

問2 年齢を教えてください。(令和7年4月1日現在)

()歲

問3 同居している人数を教えてください。

自分を含めて()人

問4 職業を教えてください。(○は1つ)

- ① 自営業 ② 会社員・公務員 ③ 農林業 ④ パート・アルバイト ⑤ 学 生
⑥ 無 職 ⑦ その他()

問5 家族のなかの18歳未満の人数を教えてください。

- ① 乳幼児 ()人 ② 小中高生()人 ③ その他()人

問6 食育に関心を持っていますか。(○は1つ)

- ① 関心がある ② どちらかといえば関心がある
- ③ どちらかといえば関心がない ④ 関心がない ⑤ わからない

問7 ふだん朝食を食べますか。(○は1つ)

※「朝食を食べる」とは、エネルギー源となる食べもの、飲み物を飲食した場合のことをいい、砂糖、ミルクを加えないお茶類(日本茶、コーヒー、紅茶など)、水及び錠剤、カプセル・顆粒状のビタミン・ミネラルしかとらない場合は、「朝食を食べた」ことにはなりません。

- ① 毎日食べる(問10へ) ② 1週間に4～5日は食べる(問8へ)
- ③ 1週間に2～3日は食べる(問8へ) ④ ほとんど食べない(問8へ)

問8 朝食を食べない理由はなんですか。(○は1つ)

- ① 食べる時間がない ② 食べたくない ③ 食べるのがめんどろ
④ その他()

問9 朝食を毎日食べるためには、どのようなことが必要だと思いますか。(○は複数可)

- | | |
|----------------------------------|---------------------|
| ① 自分で朝食を用意する手間がかからないこと | ② 自分で朝食を用意する時間があること |
| ③ 朝早く起きられること | ④ 夕食や夜食を食べすぎていないこと |
| ⑤ 朝、食欲があること | ⑥ ダイエットの必要がないこと |
| ⑦ 朝食を食べるメリットを知っていること | |
| ⑧ 夜遅くまで残業するなど労働時間や環境に無理がないこと | |
| ⑨ 家に朝食が用意されていること | |
| ⑩ 外食やコンビニ等で手軽に朝食をとることができる環境があること | |
| ⑪ わからない ⑫ その他() | |

問10 朝食で食べる頻度の高いもの(1週間に4日以上)すべてに○をつけてください。

* 菓子パン…メロンパン、クリームパンなどの甘いパン

** 惣菜パン…カレーパン、コロッケパン、焼きそばパン、サンドウィッチなど

- | | | |
|---------------|--------------------|----------|
| ① 主食(ご飯、パン、麺) | ② 卵、大豆製品、肉、魚などのおかず | ③ 野菜のおかず |
| ④ 汁もの | ⑤ 菓子パン* | ⑥ 惣菜パン** |
| | | ⑦ 食べない |

問11 昼食で食べる頻度の高いもの(1週間に4日以上)すべてに○をつけてください。

- | | | |
|---------------|--------------------|----------|
| ① 主食(ご飯、パン、麺) | ② 卵、大豆製品、肉、魚などのおかず | ③ 野菜のおかず |
| ④ 汁もの | ⑤ 菓子パン* | ⑥ 惣菜パン** |
| | | ⑦ 食べない |

問12 夕食で食べる頻度の高いもの(1週間に4日以上)すべてに○をつけてください。

- | | | |
|---------------|--------------------|----------|
| ① 主食(ご飯、パン、麺) | ② 卵、大豆製品、肉、魚などのおかず | ③ 野菜のおかず |
| ④ 汁もの | ⑤ 菓子パン* | ⑥ 惣菜パン** |
| | | ⑦ 食べない |

問13 野菜を使った料理をどのくらい食べていますか。(○は1つ)

- | | | | |
|------|--------|--------|----------|
| ① 毎食 | ② 1日2回 | ③ 1日1回 | ④ 食べていない |
|------|--------|--------|----------|

問14 果物を毎日100g～200g程度(1日の適量)を食べることを意識していますか。
(○は1つ)

※100gの目安:りんご、桃、梨 中1/2個・バナナ 中1本・いちご 中6個・ぶどう 巨峰 7～8粒

- | | |
|-------------------|------------------|
| ① 意識して適量を食べている | ② 意識はしているが食べていない |
| ③ 意識はしているが食べ過ぎている | ④ 意識していない |

問15 塩分を控えめにすることを意識して食事をしていますか。(○は1つ)

- | | |
|------------------|------------------------|
| ① 意識して塩分控えめにしている | ② 意識はしているが塩分控えめにはしていない |
| ③ 意識していない | |

問 16 この 1 か月間、使用した調味料(しょうゆ・ソース*)の頻度について教えてください。

(○は1つ)

* この設問でおたずねしている調味料は、食事中に使用したものです。調理中に使用した調味料は、含みません。

- ① 必ず使った ② よく使った ③ ときどき使った ④ ほとんど使わなかった
⑤ まったく使わなかった

問 17 この 1 か月間、使用した調味料(しょうゆ・ソース*)の量について教えてください。

(○は1つ) ※周りの人と比較して

* この設問でおたずねしている調味料は、食事中に使用したものです。調理中に使用した調味料は、含みません。

- ① かなり多め ② やや多め ③ ふつう ④ やや少なめ ⑤ かなり少なめ

問 18 麺類を食べる時に、スープ・汁をどのくらい残しますか。(○は1つ)

- ① ほとんど飲まずに残す ② 2/3 くらい残す ③ 半分くらい残す
④ ほとんど残さない ⑤ わからない

問 19 家庭では、外食と比べるとどのくらいの味つけですか。(○は1つ)

- ① 薄 い ② 同じくらい ③ 濃 い ④ わからない

問 20 人と比較して食べる速度が速いですか。(○は1つ)

- ① かなり速い ② やや速い ③ ふつう ④ やや遅い ⑤ かなり遅い

問 21 食事をかんで食べる時の状態はどれですか。(○は1つ)

- ① なんでもかんで食べることができる
② 歯や歯ぐき、かみあわせなど気になる部分があり、かみにくいことがある
③ ほとんどかめない

問 22 どのくらいの頻度で外食をしますか。(○は1つ)

- ① ほとんど外食しない ② 1 週間に 2～3 回くらい外食する
③ 1 週間に 4～5 回くらい外食する ④ ほとんど毎日外食する

問 23 お惣菜や、購入したお弁当をどのくらいの頻度で利用しますか。(○は 1 つ)

- ① ほとんど利用しない ② 1 週間に 2～3 回くらい利用する
③ 1 週間に 4～5 回くらい利用する ④ ほとんど毎日利用する

問 24 この 1 か月間のコーラ・ジュース(スポーツドリンクも含む)などの飲み物の摂取について教えてください。(○は1つ) ※1杯= 200 ml

- ① 1 週間に 4 杯以上飲んだ ② 1 週間に 2～3 杯飲んだ
③ 1 週間に 1 杯飲んだ ④ ほとんど飲まなかった ⑤ まったく飲まなかった

問 25 就寝前 2 時間以内にカロリーのあるものを「食べたり」「飲んだり」することが1週間のうちどのくらいありますか。(○は1つ)

- ① 毎日 ② 1週間に3～4日食べる ③ 1週間に1～2日食べる ④ ほとんど食べない

問 26 アメ、チョコレート、アイスクリーム、菓子パンなどの甘いお菓子を1週間のうちどのくらい食べますか。(○は1つ)

- ① 毎日 ② 1週間に3～4日食べる ③ 1週間に1～2日食べる ④ ほとんど食べない

問 27 1回 30 分以上の運動を定期的に(週2回以上)行っていますか。(○は1つ)

- ① 行っている ② 定期的ではないが行っている ③ 今後行うつもり
④ 今後も行うつもりはない

問 28 ふだん食品や料理を選択するときに何を重視していますか。(○は複数可)

- ① 価格 ② 栄養バランス ③ 味 ④ 鮮 度 ⑤ 産 地 ⑥ 内容量
⑦ からだに良いとされる栄養素の有無 ⑧ 脂質の量 ⑨ 糖分量 ⑩ 塩分量
⑪ 環境への配慮に関する表示の有無 ⑫ 簡易包装であるもの
⑬ 賞味期限や消費期限が近く廃棄の可能性があるもの ⑭ 特にない
⑮ その他()

問 29 身長を教えてください。

身長 . cm ※小数点第1位まで

問 30 体重を教えてください。

体重 . kg ※小数点第1位まで

問 31 自分の適正体重を認識していますか。(○は1つ)

※「身長(m)×身長(m)×BMI指数 22」であなたの適正体重を計算することができます。
身長1m65cmの人の場合は、次の式により59.8kgが適正体重です。
適正体重の計算式:1.65(m)×1.65(m)×22=59.8(kg)

- ① この調査前から認識している ② この調査で認識した ③ 認識していない

問 32 現在、高血圧・糖尿病・脂質異常症・心臓病・脳血管疾患・痛風などの生活習慣病がありますか。(○は1つ)

- ① ない ② 定期通院(服薬あり) ③ 定期通院(服薬なし) ④ あるが治療・通院なし

問 33 生活習慣病の予防や改善のために、ふだんから栄養バランスや減塩に気をつけた食生活を実践していますか。(○は1つ)

- ① 実践している(問 35 へ) ② 実践していない(問 34 へ)

問 34 栄養バランスや減塩に気をつけた食生活を実践していない理由について教えてください。(○は複数可)

- ① 仕事や家事で、実践する時間がない ② 情報がない ③ 興味・関心がない
④ お金がかかる ⑤ わからない ⑥ その他()

問 35 ふだん、家族や友人、知人、地域・職場の人などと一緒に食事をする機会がありますか。(○は1つ)

- ① ほぼ毎日機会がある ② 時々機会がある ③ 年に数回機会がある
④ ほとんど機会がない

問 36 食生活で感じている問題点がありますか。(○は複数可)

- ① バランスが悪い ② 欠食 ③ 間食 ④ 食べ過ぎ ⑤ 市販品が多い
⑥ カップ麺、レトルト食品が多い ⑦ 食事時間が不規則 ⑧ なし
⑨ その他()

問 37 食生活の悩みや不安を感じていますか。(○は1つ)

- ① 悩みや不安を感じている(問38へ) ② 悩みや不安を感じていない(問 41へ)
③ わからない(問38へ)

問 38 食生活の悩みや不安はどんなことですか。(○は複数可)

- ① 自分の健康について ② 家族の健康について ③ 自分の食生活について
④ 家族の食生活について ⑤ 家計や食費について ⑥ 食品の安全性について
⑦ 将来の食糧供給について ⑧ 食文化の継承について
⑨ 食べ残しや廃棄など環境への影響について ⑩ 食に関する情報の氾濫について
⑪ わからない ⑫ その他()

問 39 食生活の悩みや不安がある時の相談先はどこですか。(○は複数可)

- | | | | |
|---------------------------|----------|---------|-----------|
| ① 市役所 | ② 家族 | ③ 知人・友人 | ④ インターネット |
| ⑤ 家族が利用している保育園・認定こども園・学校等 | ⑥ 高齢者施設等 | | |
| ⑦ かかりつけ医 | ⑧ 相談先がない | ⑨ その他(|) |

問 40 相談することで、食生活での悩みや不安は軽減していますか。(○は1つ)

- | | | |
|----------|-----------|---------|
| ① 軽減している | ② 軽減していない | ③ わからない |
| ④ その他(|) | |

問 41 食生活で悩みや不安を感じた時に、市役所が相談先となることを知っていますか。
(○は1つ)

- | | |
|----------------|------------------|
| ① 知っていて相談している | ② 知っているが相談はしていない |
| ③ 知らなかったが相談したい | ④ 知らなかったし相談もしない |

問 42 地域や家庭で受け継がれてきた料理や箸づかいなどの食べ方・作法を受け継いでいますか。(○は1つ)

- | | |
|-------------------|--------------------|
| ① 受け継いでいる(問 43 へ) | ② 受け継いでいない(問 44 へ) |
|-------------------|--------------------|

問 43 地域や家庭において受け継いできた料理や味、箸づかいなどの食べ方・作法を、地域や次世代(こどもや孫を含む)に対して伝えていますか。(○は1つ)

- | | |
|---------|----------|
| ① 伝えている | ② 伝えていない |
|---------|----------|

問 44 会津の郷土料理「こづゆ」を食べたことや作ったことがありますか。(○は1つ)

- | | |
|------------------|---------------------|
| ① 食べたことも作ったこともある | ② 食べたことはあるが作ったことはない |
| ③ 食べたことも作ったこともない | |

問 45 日頃からどのような環境に配慮した農林水産物・食品を選んでいきますか。(○は複数可)

- | | |
|---------------------------|---------------------|
| ① 国産のもの | ② 近隣の地域で生産・加工されたもの |
| ③ 小分け商品等食べきれの量のもの | ④ 環境への配慮に関する表示があるもの |
| ⑤ 過剰包装でないもの | ⑥ 廃棄される可能性があるもの |
| ⑦ 表示はないが配慮して生産されたことが分かるもの | ⑧ 選んでいない |

問 46 食材を購入する時に会津産を優先していますか。(○は1つ)

- ① 会津産を優先して購入している ② 会津産を優先して購入していない
③ どちらともいえない

問 47 食品ロス削減のために、使いきれ・食べきれ分だけ買う、手前どりをするなど、何らかの行動をしていますか。(○は1つ)

- ① 行動している ② 行動していない

問 48 健康に配慮したメニューで選びたいと思うものはどれですか。(○は複数可)

- ① 野菜たっぷり ② 適塩もしくは減塩 ③ 栄養バランスがとれている
④ 主食(ごはんなど)の量が選べる ⑤ 選ばない ⑥ その他()

問 49 栄養バランスがよく、野菜がとれ、減塩にも配慮したメニューを提供する本市の「健康のおもてなし店」の取り組みを知っていますか。(○は1つ)

- ① 知っていて利用している ② 知っているが利用していない ③ 知らない

問 50 情報を得る時に、日頃よく利用するものを教えてください。(○は複数可)

- ① 市政だより ② 新聞・広告 ③ テレビ ④ 本、雑誌 ⑤ ホームページ
⑥ ブログ ⑦ LINE ⑧ YouTube ⑨ X ⑩ Instagram
⑪ TikTok ⑫ Facebook ⑬ その他()

問 51 万が一の災害に備えて、普段から食材・加工品を少し多めに買い置きしておき、賞味期限が古いものから消費し、消費した分を買い足すことで、常に一定量の食品がある状態を保つローリングストックという方法を知っていますか。(○は1つ)

- ① 知っていて実践している ② 知っているが実践していない
③ 知らないが実践している ④ 知らないし実践もしていない

問 52 万が一の災害に備えて、食品の家庭備蓄をしていますか。(○は1つ)

- ① 食品を備蓄している → 家族全員分を ()日分
② 備蓄していない

アンケートは以上です。御協力ありがとうございました。

(仮称) 健康づくり推進条例の制定について

1 制定の趣旨

健康づくりの推進に関する基本理念を定め、市の責務及び市民の役割等を明らかにする。

市民の健康づくりの推進に関する基本的な事項を定めることにより、健康づくりを総合的かつ計画的に推進し、市民が生涯にわたり健やかでいきいきと暮らすことができる社会の実現に寄与する。

2 制定の理由

本市においては、健康増進法に基づく市町村健康増進計画である「健康わかまつ21計画」を策定し、健康づくりの基本計画として位置づけ健康づくりを推進してきた。

健康を取り巻く環境は、少子高齢化、人口減少の急速な進展、新興感染症の影響など、大きく変わり、健康に対する価値観の多様化、地域や社会経済状況の違いによる健康格差、人生100年時代の到来など、個人の健康づくりの取組だけでなく、社会全体で個人の健康を支え守るための環境づくりが求められている。

令和6年3月に策定した「第3次健康わかまつ21計画」においても、基本目標のひとつに社会環境の整備と質の向上を掲げ、個人の健康づくりの取組に加え、関係機関や団体、民間企業等と連携し、健康づくりに総合的に取り組むこととしている。

本条例を制定することにより、全ての市民が心身の健康づくりに対する関心と理解が深められるようその気運の醸成を図るとともに、関係する多様な主体の役割を明らかにし、一体となって健康づくりを総合的かつ効果的に推進するための基盤を整備するものである。

3 制定による効果

心身を健康に保ち、健康寿命を延伸するためには、一人ひとりが自身の健康への関心と理解を深め、主体的に自分に合った健康づくりに取り組んでいくことが大切であるが、行政主導の取組や個人の努力だけでは難しい側面もある。

条例制定により、市民の健康づくりのために、関係する多様な主体の連携・協働による地域全体で推進していく気運を醸成し、また様々な健康課題の解決に向けた健康づくり施策の充実につながる。

4 これまでの経過

平成28年6月 市議会定例会にて歯科口腔保健の推進に関する条例制定の請願採択

平成30年2月 市議会定例会における上記に対する見解と健康づくり推進条例の制定に関する見解の質疑

令和5年9月 市議会定例会における歯及び口腔の健康づくり推進条例の制定（市長後援会資料）について質疑

5 関連法令

【健康増進法】

第2条 国民の責務

国民は、健康な生活習慣の重要性に対する関心と理解を深め、生涯にわたって、自らの健康状態を自覚するとともに、健康の増進に努めなければならない。

第3条 国及び地方公共団体の責務

国及び地方公共団体は、教育活動及び広報活動を通じた健康の増進に関する正しい知識の普及、健康の増進に関する情報の収集、整理、分析及び提供並びに研究の推進並びに健康の増進に係る人材の養成及び資質の向上を図るとともに、健康増進事業実施者その他の関係者に対し、必要な技術援助を与えることに努めなければならない。

第5条 関係者の協力

国、都道府県、市町村（特別区を含む）、健康増進事業実施者、医療機関その他の関係者は、国民の健康の増進の総合的な推進を図るため、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない。

6 スケジュール（予定）

日程	内容	備考
令和7年 3月	庁内検討	
令和7年 4月	条例案完成	
令和7年 4月25日	健康づくり推進協議会	（意見聴取）
令和7年 5月13日	庁議	
令和7年 6月下旬	パブリックコメント	
令和7年 7月下旬	健康づくり推進協議会	（諮問・答申）
令和7年 8月上旬	市議会定例会議への議案提出	
令和7年 9月	市議会定例会議での議決	
令和7年10月 1日	条例施行	

会津若松市健康づくり推進条例（案）の概要

前 文

- ・健康を取り巻く環境は大きく変わり、健康に対する価値観の多様化、健康格差、人生100年時代の到来など、時代に即したより一層の健康づくりの推進が求められている。
- ・市民の健康づくりを更に推進するためには、全ての市民が、心身の健康づくりに対する関心と理解を深められるようその気運の醸成を図るとともに、市、市民、関係団体等が一体となって、健康づくりに取り組んでいくための環境を整備していく必要がある。

目 的（第1条）

- ・健康づくりの推進に関する基本理念を定め、市の責務及び市民の役割等を明らかにするとともに、健康づくりの推進に関する基本的な事項を定めることにより、健康づくりを総合的かつ計画的に推進し、市民が生涯にわたり健やかでいきいきと暮らすことができる社会の実現に寄与する。

定 義（第2条） 用語の定義

市民	事業者	関係団体	保健医療等関係者	教育機関等
市の区域内に住 所を有する者	市内に事業所等 を有する個人・ 法人その他の団 体	市内で活動を行 う団体で営利を 目的としないも の	市内で保健、医療、 福祉等に係る業務を 行う者及びこれらの 者	幼稚園、小学校、中学校、 義務教育学校、高等学校、 特別支援学校、大学、その 他これらに類する教育機関 及び保育所その他の児童 福祉施設

基本理念（第3条）

市民一人ひとりが健康づくりの関心と理解を深め、自らの心身の状態に応じた健康づくりに生涯にわたって主体的に取り組む。

市、関係団体等は、市民が継続的に健康づくりに取り組めるよう必要な支援・社会環境の整備に努める。

市、関係団体等は、それぞれの役割を認識し、相互に連携を図りながら協働して健康づくりの推進に取り組む。

市の責務（第4条）

- ・市民、関係団体等と相互に連携を図りながら、健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に実施する。
- ・健康づくりに関する情報を把握し、健康づくりの推進に関する施策に反映させる。
- ・健康づくりの推進に関する施策を効果的に実施するため、国、福島県等と連携を図る。

市民の役割（第5条）

- ・健康づくりに関する意識を高める。
- ・健康状態を把握し、心身の状態に応じて、健康づくりに主体的かつ継続的に取り組む。

事業者の役割（第6条）

- ・従業員の健康に配慮し、従業員が健康づくりに積極的に取り組むことができる職場環境の整備に努める。
- ・市が実施する健康づくりの推進に関する施策に協力するよう努める。

関係団体の役割（第7条）

- ・活動にあたっては、健康づくりに配慮し、健康づくり関する普及啓発に努める。
- ・市が実施する健康づくりの推進に関する施策に協力するよう努める。

保健医療等関係者の役割（第8条）

- ・市民が健康づくりに必要な保健医療サービスを適切に受けられるよう配慮する。
- ・健康づくりに関する普及啓発に努める。
- ・市が実施する健康づくりの推進に関する施策に協力するよう努める。

教育機関等の役割（第9条）

- ・健康づくりに資する活動を行う主体との連携及び協働を図りながら、健康に関する学びの場の提供等により、心身共に健康な体づくりの推進に努める。
- ・市や関係団体等が実施する健康づくりの推進に関する活動に協力するよう努める。

健康づくりに関する計画（第10条）

- ・健康づくりの施策を推進するため、健康増進法に規定する健康増進計画を策定する。
- ・健康づくりに関する基本方針及び目標、施策を定める。
- ・計画を定めるときは、健康づくり推進協議会に諮る。
- ・計画を定めたときは遅滞なく公表する。

会津若松市健康づくり推進条例（案）

（前文）

健康は、生涯にわたりいきいきと暮らすための基本であり、心豊かに日々を過ごすための基盤となります。

市では、これまで平成元年に「がん撲滅都市宣言」、平成6年に「健康スポーツ都市宣言」をし、さらに平成15年には健康づくりの関する施策を推進するために「健康わかまつ21計画」を策定し、関係機関等と連携しながら健康づくりに取り組んできました。

しかしながら、少子高齢化・人口減少の急速な進展、新興感染症の影響などにより市民の健康を取り巻く環境は大きく変わり、健康に対する価値観の多様化、地域や社会経済状況の違いによる健康格差、人生100年時代の到来などを踏まえた時代に即した健康づくりの推進が求められています。

また、健康寿命の延伸に向け、食生活や身体活動をはじめとした生活習慣の改善と生涯にわたる歯と口腔の健康づくり、健康診査やがん検診の受診率向上対策、生活習慣病の発症予防・重症化予防等の取組を更に進めていくことが重要です。

健康づくりは、本来市民一人ひとりが自らの健康状態を把握し、主体的に取り組んでいくことが必要ですが、市民の健康づくりを更に推進するためには、全ての市民が、心身の健康づくりに対する関心と理解を深められるようその気運の醸成を図るとともに、市、市民、関係団体、保健医療関係者、教育機関等及び事業者が一体となって、健康づくりに取り組んでいくための環境を整備していく必要があります。

こうしたことから、健康づくりの基本理念を明らかにするとともに関係機関・団体等が一体となって健康づくりを総合的かつ効果的に推進し、市民が自分らしく、健康でいきいきと暮らし続けられる社会の実現を目指すために、この条例を制定します。

（目的）

第1条 この条例は、健康づくりの推進に関する基本理念を定め、市の責務及び市民の役割等を明らかにするとともに、市民の健康づくりの推進に関する基本的な事項を定めることにより、健康づくりを総合的かつ計画的に推進し、もって市民が生涯にわたり健やかでいきいきと暮らすことができる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市の区域内に住所を有する者をいう。
- (2) 事業者 市の区域内に事業所等を有する個人又は法人その他の団体をいう。
- (3) 関係団体 市の区域内で活動を行う団体であって営利を目的としないものをいう。
- (4) 保健医療等関係者 市の区域内において保健、医療、福祉等に係る業務を行う者及びこれらの者で組織する団体をいう。
- (5) 教育機関等 幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校、大学、その他これらに類する教育機関及び保育所その他の児童福祉施設をいう。

(基本理念)

第3条 健康づくりは、次に掲げる事項を基本理念として推進するものとする。

- (1) 自らの健康は自らつくることを基本として、市民一人ひとりが健康づくりの関心と理解を深めるとともに、自らの心身の状態に応じた健康づくりに生涯にわたって主体的に取り組むこと。
- (2) 市、事業者、関係団体、保健医療等関係者及び教育機関等は、市民一人ひとりが継続的に健康づくりに取り組めるよう必要な支援及び社会環境の整備に努めること。
- (3) 市、市民、事業者、関係団体、保健医療等関係者及び教育機関等は、それぞれの役割を認識し、相互に連携を図りながら協働して健康づくりの推進に取り組むこと。

(市の責務)

第4条 市は、市民、事業者、関係団体、保健医療等関係者及び教育機関等と相互に連携を図りながら、健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

- 2 市は、健康づくりの推進に関する施策に反映させるために、健康づくりに関する情報を把握するものとする。
- 3 市は、健康づくりの推進に関する施策を効果的に実施するため、国、福島県及び他の市町村と連携を図るよう努めるものとする。

（市民の役割）

第5条 市民は、健康づくりに関する意識を高め、積極的に健康診査やがん検診を受けること等により自らの健康状態を把握し、心身の状態に応じて健康づくりに主体的かつ継続的に取り組むよう努めるものとする。

（事業者の役割）

第6条 事業者は、従業員の健康に配慮するとともに、従業員が健康づくりに積極的に取り組むことができる職場環境の整備に努めるものとする。

2 事業者は、市が実施する健康づくりの推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（関係団体の役割）

第7条 関係団体は、その活動にあたっては、健康づくりに配慮するとともに、健康づくりに資する情報及び活動機会の提供その他の方法により、健康づくりに関する普及啓発に努めるものとする。

2 関係団体は、市が実施する健康づくりの推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（保健医療等関係者の役割）

第8条 保健医療等関係者は、市民が健康づくりに必要な保健医療サービスを適切に受けられるよう配慮するものとする。

2 保健医療等関係者は、健康づくりに資する情報の提供その他の方法により、健康づくりに関する普及啓発に努めるものとする。

3 保健医療等関係者は、市が実施する健康づくりの推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（教育機関等の役割）

第9条 教育機関等は、健康づくりに資する活動を行う主体との連携及び協働を図りながら、乳幼児、児童、生徒及び学生に対して健康に関する学びの場の提供等により、心身共に健康な体づくりの推進に努めるものとする。

2 教育機関等は、市や関係団体、保健医療等関係者が実施する健康づくりの推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

(健康づくりに関する計画)

第10条 市は、市民の健康づくりに関する施策を推進するため、健康増進法（平成14年法律第103号）に規定する健康増進計画（以下「計画」という。）を策定するものとする。

2 計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 市民の健康づくりに関する基本方針及び目標
- (2) 市民の健康づくりに関する施策
- (3) 前2号に掲げるもののほか、健康づくりを総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市は、計画を定めようとするとき、又は変更しようとするときは、あらかじめ、会津若松市健康づくり推進協議会条例（平成5年会津若松市条例第11号）に規定する会津若松市健康づくり推進協議会の意見を聴かなければならないものとする。

4 市は、計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和7年10月1日から施行する。

健康づくり推進条例の解説

前文

健康は、生涯にわたりいきいきと暮らすための基本であり、心豊かに日々を過ごすための基盤となります。

市では、平成元年に「がん撲滅都市宣言」、平成6年に「健康スポーツ都市宣言」をし、さらに平成15年には健康づくりの関する施策を推進するために「健康わかまつ21計画」を策定し、関係機関等と連携しながら健康づくりに取り組んできました。

しかしながら、少子高齢化・人口減少の急速な進展、新興感染症の影響などにより市民の健康を取り巻く環境は大きく変わり、健康に対する価値観の多様化、地域や社会経済状況の違いによる健康格差、人生100年時代の到来などを踏まえた時代に即した健康づくりの推進が求められています。

また、健康寿命の延伸に向け、運動などの身体活動や食生活をはじめとした生活習慣の改善と生涯にわたる歯と口腔の健康づくり、健康診査やがん検診の受診率向上対策、生活習慣病の発症予防・重症化予防等の取組を更に進めていくことが重要です。

健康づくりは、本来市民一人ひとりが自らの健康状態を把握し、主体的に取り組んでいくことが必要ですが、市民の健康づくりを更に推進するためには、全ての市民が、心身の健康づくりに対する関心と理解を深められるようその気運の醸成を図るとともに、市、市民、関係団体、保健医療関係者、教育機関等及び事業者が一体となって、健康づくりに取り組んでいくための環境を整備していく必要があります。

こうしたことから、健康づくりの基本理念を明らかにするとともに関係機関・団体等が一体となって健康づくりを総合的かつ効果的に推進し、市民が自分らしく、健康でいきいきと暮らし続けられる社会の実現を目指すために、この条例を制定します。

【解説】

本条例を制定するに至った背景や本条例制定の趣旨、条例制定により本市が目指す社会について示したものです。

健康づくりは、年齢にかかわらず市民一人ひとりが自らの健康を意識し、主体的に取り組む必要があります。しかしながら、健康づくりの推進は、行政の取組や個人の努力だけでは難しい側面もあり、市民の健康づくりの取組を地域社会全体で支援する環境づくりを進める必要があります。行政機関及び関係機関・団体等が一体となって、健康づくりを総合的かつ効果的に推進することにより、市民が自分らしく健康でいきいきと暮らし続けられる社会の実現を目指し、本条例を制定するものです。

(健康)

- 健康とは、単に病気でないとか、弱っていないということではなく、肉体的にも、精神的にも、そして社会的にも、すべてが満たされた状態をいいます（世界保健機関 WHO憲章）。近年では、それに加え一人ひとりの尊厳や生活の質、自らが感じる自分の健康観など、自分らしい人生を送れることも健康の要素という考え方が広がっています。

(健康わかまつ21計画)

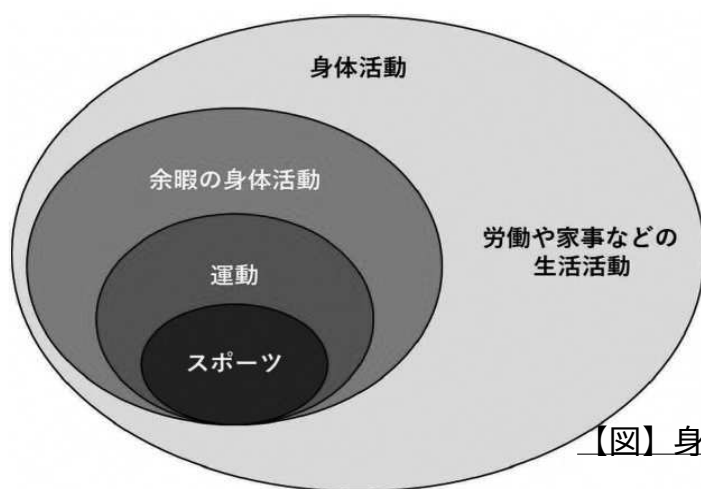
- 健康増進法第8条2項に基づく市町村健康増進計画で、生活習慣病を中心とした市民の健康増進の推進に関する施策について策定したものです。
 - ・平成15年3月 健康わかまつ21計画 策定
 - ・平成25年3月 第2次健康わかまつ21計画 策定
 - ・令和5年3月 第3次健康わかまつ21計画 策定

(健康寿命)

- 健康寿命とは、WHO（世界保健機関）が2000年に提唱した概念です。健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間を指し、ここで用いている健康寿命は、要介護2以上を「不健康」、それ以外を「健康」として算出します。

(身体活動)

- 身体活動とは、安静にしている状態よりも多くのエネルギーを消費する全ての活動のことです。図に示したように「身体活動」は、日常生活における家事・労働などに伴う生活活動のほか、運動やスポーツを内包する幅広い概念です。



【図】身体活動・運動・スポーツの捉え方
(厚生労働省資料)

(目的)

第1条 この条例は、健康づくりの推進に関する基本理念を定め、市の責務及び市民の役割等を明らかにするとともに、市民の健康づくりの推進に関する基本的な事項を定めることにより、健康づくりを総合的かつ計画的に推進し、もって市民が生涯にわたり健やかでいきいきと暮らすことができる社会の実現に寄与することを目的とする。

【解説】

この条は、本条例の目的が「市民が生涯にわたり健やかでいきいきと暮らすことができる社会の実現に寄与すること」であることを明らかにしています。

また、健康づくりの推進に関する基本理念を定め、市の責務や市民の役割等を明らかにすることを定めています。

(定義)

第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市の区域内に住所を有する者をいう。
- (2) 事業者 市の区域内に事業所等を有する個人又は法人その他の団体をいう。
- (3) 関係団体 市の区域内で活動を行う団体であって営利を目的としないものをいう。
- (4) 保健医療等関係者 市の区域内において保健、医療、福祉等に係る業務を行う者及びこれらの者で組織する団体をいう。
- (5) 教育機関等 幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校、大学、その他これらに類する教育機関及び保育所その他の児童福祉施設をいう。

【解説】

この条は、本条例における用語の定義を定めています。

(事業者について)

- 事業者とは、法人企業であれば当該法人、個人企業であれば事業経営主を指します。その事業活動は、営利目的であるか否かを問いません。

(関係団体について)

- 関係団体とは、市内で公益的活動を行う団体で、町内会や老人クラブなど地域を基盤に形成された団体や、保健委員会、食生活改善推進協議会などの健康増進に関する活動を行う団体や自主グループを含めます。

(保健医療等関係者)

- 医療機関、保健医療福祉分野の職能団体（医師会、歯科医師会、薬剤師会、栄養士会等）、保健医療福祉に関する専門職（医師、歯科医師、薬剤師、保健師、看護師、栄養士、歯科衛生士、健康運動指導士）等の団体や個人を指します。

(基本理念)

第3条 健康づくりは、次に掲げる事項を基本理念として推進するものとする。

- (1) 自らの健康は自らつくることを基本として、市民一人ひとりが健康づくりの関心と理解を深めるとともに、自らの心身の状態に応じた健康づくりに生涯にわたって主体的に取り組むこと。

- (2) 市、事業者、関係団体、保健医療等関係者及び教育機関等は、市民一人ひとりが継続的に健康づくりに取り組めるよう必要な支援及び社会環境の整備に努めること。
- (3) 市、市民、事業者、関係団体、保健医療等関係者及び教育機関等は、それぞれの役割を認識し、相互に連携を図りながら協働して健康づくりの推進に取り組むこと。

【解説】

この条は、本条例を推進する上での基本理念を定めています。

健康づくりは、市民一人ひとりが健康への関心と理解を深め、心身の状態に応じた健康づくりに主体的に取り組むことを規定しています。

健康づくりの推進は、個人の努力だけでは難しい側面もあり、一人ひとりの取組が継続できるように地域社会全体で支援する必要があります。そのため、多様な主体が相互に連携を図りながら協働して健康づくりの推進に取り組むことを規定しています。

(市の責務)

第4条 市は、市民、事業者、関係団体、保健医療等関係者及び教育機関等と相互に連携を図りながら、健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

2 市は、健康づくりの推進に関する施策に反映させるために、健康づくりに関する情報を把握するものとする。

3 市は、健康づくりの推進に関する施策を効果的に実施するため、国、福島県及び他の市町村と連携を図るよう努めるものとする。

【解説】

この条は、健康づくりを推進する上での市の責務を定めています。

第1項は、健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に実施するものとし、その施策の実施に当たっては、多様な主体と相互に連携を図ることを規定しています。

第2項は、保健医療に関する情報や統計データの収集等を行い、健康づくりの推進に関する施策に反映させることを、また、第3項は、施策の効果的な実施のために国、県及び他市町村と連携を図るよう努めることを規定しています。

(市民の役割)

第5条 市民は、健康づくりに関する意識を高め、積極的に健康診査やがん検診を受けること等により自らの健康状態を把握し、心身の状態に応じて、健康づくりに主体的かつ継続的に取り組むよう努めるものとする。

【解説】

この条は、健康づくりに関する市民の役割を定めています。

健康づくりは、個人の健康観に基づき一人ひとりが主体となって自主的に取り組むことが必要であることから、自らが心身の状態や生活習慣に関心を持ち、健康づくりに主体的、継続的に取り組むよう努めることを規定しています。

（事業者の役割）

第6条 事業者は、従業員の健康に配慮するとともに、従業員が健康づくりに積極的に取り組むことができる職場環境の整備に努めるものとする。

2 事業者は、市が実施する健康づくりの推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

【解説】

この条は、健康づくりに関する事業者の役割を定めています。

事業者は、労働安全衛生法により、快適な職場環境の実現と労働条件の改善を通じ、従業員の安全と健康を確保することが求められています。

第1項は、健康診断や検診等の機会の確保や受動喫煙対策等、従業員の健康づくりに配慮した職場環境の整備に努めることを規定しています。従業員が健康で働き続けることができる職場環境をつくることは、従業員の生産性向上とともに企業価値の向上、医療費の適正化につながり、ひいては市民の健康状態の改善につながることが期待されます。

第2項は、働く世代の健康づくりにおいては、事業者の有する影響も大きいことから、市が実施する健康づくりの推進に関する施策に協力するよう努めることを規定しています。

（関係団体の役割）

第7条 関係団体は、その活動にあたっては、健康づくりに配慮するとともに、健康づくりに資する情報及び活動機会の提供その他の方法により、健康づくりに関する普及啓発に努めるものとする。

2 関係団体は、市が実施する健康づくりの推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

【解説】

この条は、健康づくりに関する関係団体の役割を定めています。

関係団体は、多様なつながりやその特性等を活かして健康づくりに資する活動に取り組み、市民等が気軽に参加できる場を提供することや、市が実施する健康づくりの推進に関する施策に協力するよう努めることを規定しています。

（保健医療等関係者の役割）

第8条 保健医療等関係者は、市民が健康づくりに必要な保健医療サービスを適切に受けられるよう配慮するものとする。

- 2 保健医療等関係者は、健康づくりに資する情報の提供その他の方法により、健康づくりに関する普及啓発に努めるものとする。
- 3 保健医療等関係者は、市が実施する健康づくりの推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

【解説】

この条は、健康づくりに関する保健医療等関係者の役割を定めています。

保健医療等関係者は、健康を最前線で支えるという重要な役割を有していることから、市民が保健指導、健康診査、検診、栄養指導、介護予防、医療、その他の保健医療サービスを世代や個人の状態に応じて適切に受けられるように配慮するよう努めることを規定しています。

また、それぞれの専門性に基づき、健康づくりに関する正しい情報を提供し、それぞれの業務において健康づくりに関する普及啓発に努めること、市が実施する健康づくりの推進に関する施策に協力するよう努めることを規定しています。

（教育機関等の役割）

- 第9条 教育機関等は、健康づくりに資する活動を行う主体との連携及び協働を図りながら、乳幼児、児童、生徒及び学生に対して健康に関する学びの場の提供等により、心身共に健康な体づくりの推進に努めるものとする。
- 2 教育機関等は、市や関係団体、保健医療等関係者が実施する健康づくりの推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

【解説】

この条は、健康づくりに関する教育機関等の役割を定めています。

教育機関等は、心身の発達や疾病の予防、食育、歯と口腔の健康、飲酒・喫煙・薬物乱用防止などの健康づくりに関する学びの場を提供すること等により、心身共に健康な体づくりの推進に努めることを規定しています。

また、多様な主体による健康づくりの推進に関する活動に協力するよう努めることを規定しています。

（健康づくりに関する計画）

- 第10条 市は、市民の健康づくりに関する施策を推進するため、健康増進法（平成14年法律第103号）に規定する健康増進計画（以下「計画」という。）を策定するものとする。
- 2 計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - (1) 市民の健康づくりに関する基本方針及び目標
 - (2) 市民の健康づくりに関する施策

(3) 前2号に掲げるもののほか、健康づくりを総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市は、計画を定めようとするとき、又は変更しようとするときは、あらかじめ、会津若松市健康づくり推進協議会の意見を聴かなければならないものとする。

4 市は、計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

【解説】

この条は、健康づくりに関する施策を推進するため、健康づくりに関する計画の策定等について定めています。

健康増進法第8条第2項の規定により「市町村は、住民の健康の増進の推進に関する施策について、計画を定めるよう努めるものとする」と定められており、この規定に基づいて策定された計画が本条例における健康づくりの推進に関する計画です。

なお、本市では平成15年度に「健康わかまつ21計画」を、平成25年度に「第2次健康わかまつ21計画」を、令和5年度には、「会津若松市自殺対策推進計画」を包含した「第3次健康わかまつ21計画」を策定し、栄養・食生活、身体活動・運動、休養・睡眠、飲酒、喫煙、歯と口腔の健康、がん、循環器病、糖尿病、こころの健康、自殺対策の分野別に評価指標と目標値を掲げ、様々な施策に取り組んでいます。

計画の策定や変更にあたっては、会津若松市健康づくり推進協議会からの意見聴取を行うことや、策定内容を公表することを規定しています。

(会津若松市健康づくり推進協議会)

○ 地方自治法第138条の4第3項に基づき設置。

会津若松市健康づくり推進協議会条例（平成5年会津若松市条例第11号）により、市民の健康づくりの推進に関する事項について調査審議し、その結果を答申することが規定されています。

協議会は、各種団体の代表者、保健医療関係団体の代表者、関係行政機関の職員のうちから市長が委嘱する委員で組織されています。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

【解説】

この条は、条例の施行に関して必要となる事項について、この条例とは別に市長が定めることとしています。

附 則

この条例は、令和7年10月1日から施行する。